

陳述書

東京地方裁判所 民事51部 御中

平成30年 月 日

- 1 私は、平成19年4月に引退するまで36年間に亘り、東京都国分寺市議会の議員を務めました。
この間、平成元年7月から同3年4月まで同市議会の議長、昭和60年8月から同62年4月までと平成17年5月から同19年4月までの2回副議長を務めております。
本件訴訟で問題になっております図書館条例が議員提案で改正されたのは、私が二度目の副議長を務めていたときでございます。
- 2 北口再開発区域内に広い土地と建物を所有していた島田商事が遊技業会社と賃貸借契約を結んだことを知ったとき、私は、よかったと思った半面、再開発事業はどうなるのか、と複雑な思いがありました。
と申しますのは、島田商事の先々代の社長であった島田昭二氏は、地域はもとより、市民からの人望が厚く、長い間に亘って国分寺市の市議会議員を務め、議長も務められた大先輩です。
議員を引退されたあとは、3代前の本多良雄市長の選挙戦で、推薦した自民・公明・民社の3党から成る確認団体の総責任者として指揮を執られ、本多氏当選に大きく貢献されました。
一方、本多市政となっても、最大の課題であった北口再開発は遅々として進まず、業を煮やした一部の権利者は、土地の売却や建物の建替え、市に代替地を要求して他へ転出するなど、色々な動きが続出しましたが、同じ権利者である島田氏は、多方面への影響を考慮されたのでしょうか、いつも慎重に行動されていて、再開発の妨げになる行為は、自らは絶対にしない、と我慢に我慢を重ねてきたのだと思います。
しかし、その島田昭二氏が死去し代替わりとなって状況が一変したのでしょうか。島田商事は駅前の一等地に広い土地を所有しているのですから、誰の目にも相続が大変なことはわかります。
遊技業会社と賃貸借契約を結んだのは、背に腹は代えられないという逼迫した事情があったのではないのでしょうか。
- 3 私は、議員提案で図書館条例を改正し、パチンコ店の出店を阻止するという話を、正式に聞いた記憶がないのです。当時の議員手帳を見て、平成18年12月4日市議会3日目の夕方開かれた各会派の代表者会議の直前に知ったようです。その代表者会議の議事録を読むと、新和会(自民党)代表だった横田美郎議員が昼休みに各会派の控室を回り、議員提案の提案理由書案を配って歩いたようですが、私は見たかも知れませんが、横田議員から提案理由書を受け取った記憶はありません。

副議長は、議会中議長室にすることが多いので、公明党では別の議員が受け取ったのではないのでしょうか。或いは控室に誰もいない場合は、書類にメモを付けて置いておくこともありますので、何ともいえません。

- 4 横田議員が議員提案で図書館条例を改正するという積極的な動きをしていたという記憶はありません。ただ、横田議員は、この案件が議員提案なので議会の慣例によって議会運営委員長として各会派に呼びかけたのではないのでしょうか。

- 5 当時国分寺市の政策部長として、図書館条例改正の実務を取り仕切っていた樋口満雄氏のブログでは、樋口氏がこのアイデアを考え出し、東京都から派遣されていた鈴木隆夫助役が議員提案で図書館条例を改正するよう議会に話をしたとされていますが、事実なのでしょうか。私は鈴木助役から働き掛けられた記憶はありません。

実は、この事件が今から11年以上も前のことで、記憶が定かでないことに加えて、当時の私は、1年前から市議会内の政争に巻き込まれ政治倫理審査会の俎上に乗せられていました。一部の議員の謀略にのって私を政治的に追い込んだのです。のちに事実無根であったことが分かりましたが、市長部局や議員の一部は、そのよう立場にいた私を敬遠していましたので、私には話を持ってこなかったのでしょうか。

それに、私は、パチンコ店の出店を阻止するため、図書館条例を改正することに消極的でした。国分寺市教育委員長だった大平弁護士とは、自宅がごく近くにあるので親しくさせていただいていたのですが、大平委員長が図書館条例に対する意見表明を継続審議にしたと聞いて、法律的にやはり問題があるのだなと感じていましたし、国立市が高層マンションの建設阻止施策を強引に進め損害賠償を命じられた情報を身近にしていたことも影響しました。

- 6 当時の私の議員手帳を見ると、11月27日の月曜日午後3時30分正副議長と議会運営委員会の正副委員長が11月30日に迫った12月議会の議事について打合せをしたことになっていますが、このときに議員提案で図書館条例を改正する話が出た記憶はありません。

翌11月28日午前9時30分から各会派の代表者会議が開かれていますが、そのときも議員提案の話がテーマになった記憶はありません。

私は、政治倫理審査会で私に降りかかった火の粉を払うのに懸命であったので或いは忘れてしまったのかもしれない。

- 7 議員提案で条例を改正しても、その条例を実際に執行する権限と責任は、市長にあります。ですから、市長が執行できると判断しないかぎり実際に議員提案で条例を改正しても意味はありません。

本件図書館条例改正は、本多図書館の分館を設置するので予算措置が伴います。市長部局と十分な摺合せができていないと、条例は成立したが、執行されないということになります。条例の改正には、市長の判断が重要です。

- 8 一般的に市長が条例の制定、改廃を提案する場合は、法務担当者が内容をチェックし条例等審査会に諮ることになっています。

議員提案の場合、そのような手続きを踏む必要はないのですが、それに代わるアドバイザーが必要になると思います。議会事務局がその役割を果たすこともあります。議会事務局は、委員会報告を委員長に代わって起案するなどそれなりの能力を持っています。しかし、横田議員が本会議で読み上げた提案理由を事情に通じていない議会事務局が作成できたかという、疑問です。提案理由書を誰が書いたかは、微妙です。

9 星野前市長は、12月議会の初日にパチンコ店について「事は急を要するということで早急な対応が必要である」と述べ、議員の「御理解と御支援」を求めました。市側は、遊技業会社と直接折衝をするため委員会などを欠席することになるかもしれないから、それについて「御理解と御支援」を求めたと説明しているそうですが、長年の議員経験からいうと、委員会などを欠席するため予め議会の理解と支援を求めることはめったにありません。

通常は、市長が急な公用で委員会を退席しなければならなくなった場合は、会議をいったん休憩にするか、他の議事を先にするかして、市長が戻った時点で本来の議事の運営に戻します。予め公用の日程が分かっていたら委員会のその日時には審議日程を入れないこともありますし、助役が市長に代わって答弁することで対応することもあります。ただ、この場合どういうつもりで市長が言ったのかは、本人でなければわかりません。

以上